

## 第三者行為による病気やケガにあっってしまったら、まずご連絡を!!

交通事故など第三者の行為によるケガや病気でも国民健康保険で診療を受けることができます。

第三者の行為によるケガや病気にあった場合は、必ずうるま市国民健康保険課へ連絡し「第三者行為による傷病届」を提出してください。

被害者が健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を国民健康保険が負担したことになりますので、後日、国民健康保険課は、その治療費を加害者または、自動車保険会社などに請求します。この請求に必要な書類が「第三行為による傷病届出」です。

加害者から治療費を受け取ったり示談をすませたりすると給付ができなくなる場合がありますので、ご注意ください!!

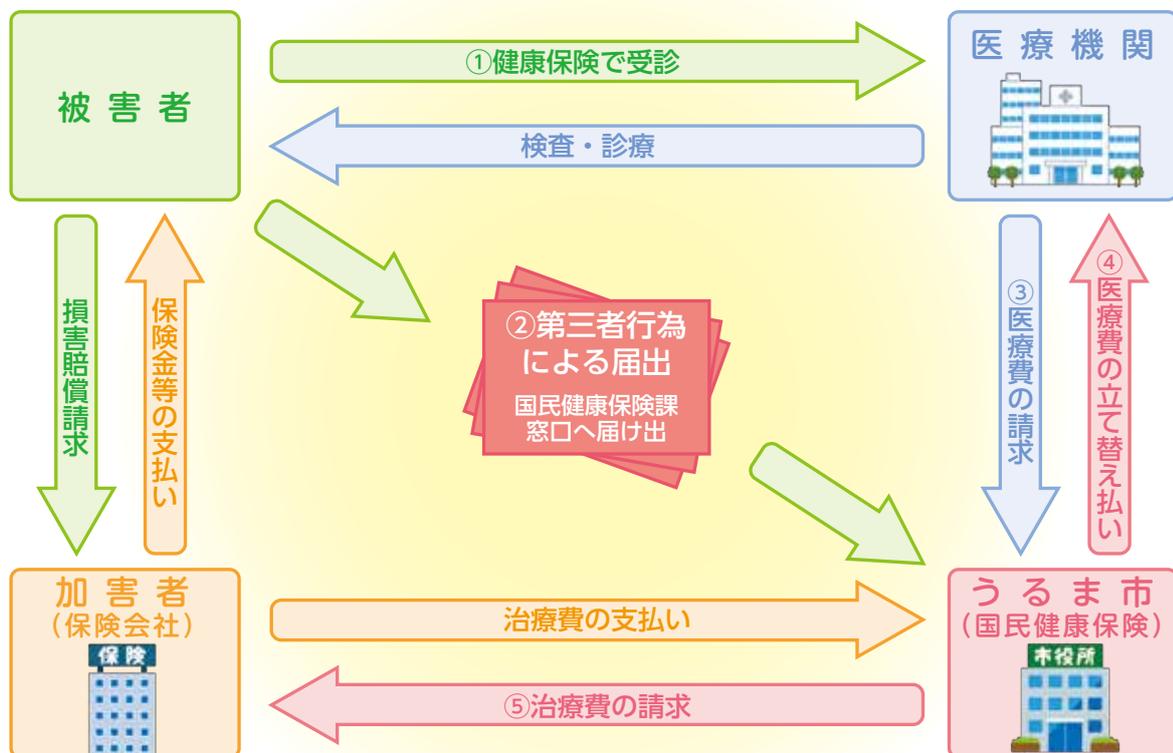
示談の前に必ずうるま市国民健康保険課まで、ご連絡ください。

### 【交通事故など第三者の行為によるケガや病気って…】

1. 交通事故
2. 他人のペットなどによるケガ
3. 不当な暴力や傷害行為によるケガ
4. 他者の建物でに設備欠陥などによる事故
5. 購入食品や飲食店などでの食中毒等



### 第三者行為による負傷で国民健康保険証を使う場合の流れ



#### 業務上のケガや病気などが原因のときは…

国民健康保険が適用されるのは、業務以外によるケガや病気の場合です。業務上や通勤途中の事故等の場合は、労災保険の対象となり、国民健康保険での受診はできません。詳細については、国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

【お問合せ】 うるま市国民健康保険課 給付係 ☎098-989-5347